

不登校児童生徒の現状と課題

1 要 旨

総合教育会議において、市長と教育委員会が、不登校への取組を共通理解のもとで進めていけるよう、不登校の増加の現状を正確に把握し、現在の施策に欠けている点や今後必要となる取組について、協議する。

2 現 状

(1) 全国的な動向と静岡市の現状

不登校児童生徒の増加は、静岡市のみならず全国的に同様の傾向で増加している。他市町との比較も踏まえ、静岡市の不登校の現状を改めて確認する。

⇒別冊 不登校児童生徒の現状に関する資料 参照

不登校児童生徒数は、1990年代後半から15年近くも同水準で推移していたものが、2014年度以降、全国的に同様の傾向で増加し、コロナ禍により大幅に拡大した。

(2) 不登校児童生徒の増加の要因分析

不登校者数の増加の要因について、文部科学省では増加に至る背景を次のとおり分析している。

不登校児童生徒の増加の背景

文部科学省では、『増加の背景として、①児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化、②コロナ禍の影響による登校意欲の低下、③特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが考えられる。』としている。（令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果）

【増加に至る背景の要因分析に基づく具体的な事象についての考察】

①保護者の学校に対する意識の変化

- ・休養の必要性を認め、登校しない期間を設けることが法律により認められたことが保護者に浸透した
- ・通信制高校など小・中学校で不登校になった児童生徒の進学先の増加
- ・フリースクール、オルタナティブスクールなど、学校以外の居場所や学びの場の増加

②コロナ禍の影響による登校意欲の低下

- ・身近に「学校に行かないこと」を選択した児童生徒がいることによって生じる「学校に行かない」ことについての抵抗感の低下
- ・生活インフラとして、オンライン通信（SNS、動画サイト、ネットゲーム等）が普及、リモートも一般化

③特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援の課題

- ・行動面・学習面で特別な支援を要する児童生徒など対応をより早期に始める必要がある
- ・家庭状況の変化（一人親、共働きの増加等）や日本語をあまり話さない児童生徒など多様で複雑な背景をもつ児童生徒の増加

3 不登校があたえる影響

不登校の継続が、児童生徒や保護者に与える影響や生じるリスクについて次のようなことが考えられる。

(1) 不登校児童生徒本人に生じる可能性のあるリスク

①教育の機会の喪失に関するリスク

- ・学習指導要領に沿った学習の機会が減少し、学業に遅れが生じる
- ・他者との協働や課題解決のための合意形成、意思決定の過程に関する学習の機会を得られない
- ・学校による学習評価が困難になり、本人の努力が適正に評価されない

②進路選択に関するリスク

- ・調査書（内申書）の出席日数、評価評定の影響により、進学先の選択肢が制限される

③社会的自立に向けたリスク

- ・昼夜逆転やネット依存など生活習慣の乱れや健康への影響等によりひきこもりに繋がる
- ・他者と関わる機会が減少し、コミュニケーション能力が育成されない

(2) 保護者に与える可能性のある影響

①精神的な負担

- ・こどもの将来への不安、学校へ行けないことへの罪悪感、周囲のプレッシャーなど保護者自身のメンタルヘルスへの悪影響

②生活の変化

- ・こどもの昼食の準備やひとりにしたくないことから、仕事の休職、退職、勤務時間の短縮等の必要性が生じる
- ・こどもの送迎や学習のサポート、病院への付き添いなどにより生活リズムが大きく変わる

③経済的な負担

- ・不登校のこどものための、フリースクールや家庭教師、学習塾などの負担の増加
- ・保護者の休職や退職による収入の減少の家計への影響や生活不安

④社会的な孤立

- ・仕事の休職・退職やこどものことに手一杯になることによる社会とのつながりの希薄化
- ・周囲の理解が得られない場合は孤立感を深める

4 各学校での対応

(1) 支援方針の検討

- ・児童生徒のアセスメント、短期・中期目標の検討、必要な支援の検討、連携が必要な関係機関の検討

(2) 関係スタッフや関係機関との連携

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、訪問教育相談員、こども若者相談センター、児童生徒支援課、特別支援教育センター、医療機関、民間相談施設等

(3) 保護者との連携

- ・面談、家庭訪問、電話等による保護者との情報交換や支援方針の共有

(4) 本人への必要な支援の実施

- ・信頼関係の構築、目標の共有、学習に関する支援、生活に関する支援、心理的ケア本人の状況を踏まえた登校へ向けた支援等

5 現在の取組と課題

(1) 現在の取組

これまで、各学校において、困難を抱える児童生徒の相談体制の構築のためのスクールカウンセラーの配置や校内サポートルームの設置を進めてきた。令和7年度は、令和8年度4月開校を目指し、新たな学びの場として、学びの多様化学校の設置準備を進めている。

⇒参考 別冊（8、9ページ）静岡市の不登校児童生徒への取組

(2) 課題

- ① 不登校児童生徒は、社会的背景のもと増加しており、不登校児童生徒が抱える背景も多様化・複雑化し、学校（教員）だけでは家庭・生活の問題に介入できず、教育の観点だけを捉えて対応することが困難

学校のみではなく、保護者を含めた地域社会やフリースクール等民間団体など、児童生徒を取り巻く全体が共通意識をもち、支援にあたる必要がある。

不登校を直接の目的とするものではないが、こどもを含む家庭や保護者の抱える問題が重篤なケースは、市長部局と連携し次のような取組を実施している。

要保護児童対策地域協議会（こども家庭福祉課）

- ・関係機関により、各区で実務者会議を月1回開催
- ・個別ケース検討会議を必要に応じて開催
- ・虐待や失踪など重篤なケースが対象

重層的支援会議（福祉総務課）

- ・事例に応じた関係機関が集まり各区月2回程度会議を実施
- ・複合化・複雑化した問題を抱える事例について、問題の解きほぐしを行い、支援の方向性を確認するとともに、支援機関の役割分担を行う。

- ②不登校になっても、学びを継続し、社会との繋がりをもてる体制の整備が不十分

6 協議の視点

現状の取組や課題を踏まえたうえで、今後の不登校児童生徒への取組はどのように進めるべきか。